

# 第 305 号丹波市商工会FAXレター

2020/6/24 発行

## 市のコロナ支援制度 丹波市中小企業者事業継続応援金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者を支援する独自の制度です。

【応援金】 1 中小企業者あたり 10 万円(※1 回限り) 【申請期限】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【対象者】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)  
②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している  
③令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ④市税の滞納がない  
⑤令和元年度の確定申告を行い、令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)  
⑥対象者が被扶養者でない(個人) ⑦主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)  
⑧市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑨申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【必要書類】 ①中小企業者事業継続応援金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書  
④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの  
⑤前年の売上高が分かるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し [法人]：法人事業概況説明書  
⑥市税の滞納のない証明書 ⑦住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)  
⑧履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑨その他市長が必要と認める書類

【問合せ】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464

## 市のコロナ支援制度 丹波市中小企業者店舗等家賃に補助金について

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上が急減している市内の中小企業者の店舗・事務所等の賃借料を補助し支援する独自の制度です。

【補助金額】 令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日までに支払った賃料の 2 ヶ月分  
限度額 1 ヶ月あたり 10 万円

【補助対象経費】 市内に所在する店舗、事務所等に係る賃借料で、土地のみの賃借料は対象外

【申請期限】 令和 2 年 8 月 31 日まで

【対象者】 ①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に該当する(※第一次産業を除く)  
②令和 2 年 3 月 1 日以前に事業を開始している  
③事業用に有している店舗・事務所等の賃貸契約書に基づき、賃借料を支払っている者  
④令和 2 年 4 月 or 5 月の売上が、前年同月と比較し、20%以上減少している ⑤市税の滞納がない  
⑥令和元年度の確定申告を行っている(個人) ⑦令和 2 年度個人市民税の課税地が丹波市である(個人)  
⑧対象者が被扶養者でない(個人) ⑨主たる事業の収入額が、年金・給与収入等の合計より多い(個人)  
⑩市内に本店・本社の登記がある(法人) ⑪申告書提出期限までに法人市民税の申告をしている(法人)

【必要書類】 ①中小企業者店舗等家賃補助金交付申請書兼請求書 ②売上の減少状況表 ③契約書兼同意書  
④令和 2 年 2 月～5 月のうち 2 ヶ月の賃料支払いが分かる書類の原本とその写し  
⑤賃貸契約書の写し ⑥令和 2 年 4 月 or 5 月の売上高がわかるもの  
⑦前年の売上高が分かるもの(個人)：確定申告書(一式)の写し [法人]：法人事業概況説明書  
⑧市税の滞納のない証明書 ⑨住民票の写し(令和 2 年 1 月 1 日以降事業を開始した場合)  
⑩履歴事項全部証明書の写し(法人) ⑪その他市長が必要と認める書類

【問合せ】 丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎 4F) TEL:0795-74-1464

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 2001  
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

# 第 305 号丹波市商工会FAXレター

2020/6/24 発行

## 商工会HPを活用した販促事業（にじいろタブレット）のご案内

丹波市商工会ではホームページを活用し、会員事業所様のPRを目的にトップページに会員事業所様の紹介コーナーを設けております。

この度は、新型コロナウイルスの影響を受けられる会員事業所様のPRになればという思いで、多くの事業所様のPR記事を随時掲載していきたいと考えております。商工会のホームページは毎月18,000ほどのアクセスがあり、PRが期待できます。またネットの記事は事業所の資産にもなります。ぜひこの機会に、商工会のホームページを活用し事業所のPRを試してみませんか。申し込み状況にもよりますが、7月下旬ころから随時アップしていく予定です。

掲載料は無料です。プロのライターさんが皆さまのもとへ取材にお伺いします。

【掲載内容】・事業所概要(あいさつ)・セールスポイント(商品・サービスなど)・HP見られた方への特典(あれば)

【問合せ】丹波市商工会 TEL:82-3476 FAX:82-7601

## キャッシュレス決済に関する注意

先日、丹波市内の事業所でキャッシュレス決済の際に、お客様がクレジットカードの暗証番号を入力せず、完了ボタンを押し、完了したそぶりを見せ自らカードを抜き取り、無決済のままレジを通るといったことがありました。

決済を進める際は、必ず対応しているレジの方の誘導で進めていただき、決済が完了するのを確認してから商品をお渡しいただきますようお願い致します。故意ではないとはいえ、こういった事例が発生しておりますので、事業所の皆様は十分ご注意ください。

## 兵庫労働局からのお知らせ

兵庫県では業種を問わず、転倒災害が年々増加しており、特に50歳以上の被災が多く、骨折により長期に職場を休まなければならない状況が起きています。高年齢労働者の労働災害を防止するため、**全国安全週間**を開催されます。皆様の職場におきましても、自主的な安全衛生管理を推進し、働きやすい職場環境への取り組みにご協力ください。なお、今年度は①密閉空間②密集場所③密接場面の3つの条件に気を付け、取り組んでいただきますようお願いいたします。

【開催期間】7/1(水)~7/7(火)

## 飲食店の皆様へ サービス業部会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の流行により、消費者の除菌・消毒に対する意識が変化し始めています。この様な中、飲食店において不特定多数の方が触れるメニュー表に対し、抵抗があるお客様もあるかと思えます。

この度、この対策として(株)USEN様より無料で利用できる非接触メニュー「My Menu」のご提案を頂きましたので、皆様にご紹介いたします。

「My Menu」のしくみ。～メニュー表をスマホに表示して非接触化～

- ①自店のメニュー表をQRコード化↓
- ②来店したお客様は自分のスマホでQRコードを読み取り↓
- ③お客様は自分のスマホで料理を選びご注文

ご利用に料金は発生しません。ご興味をお持ちの事業所様。また詳しい説明をご希望の事業所様はお電話でご連絡下さい。

【問合せ】サービス業部会担当：四方



〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 2001  
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp